

板倉町移住支援金 要件チェックリスト

板倉町移住支援金とは

東京圏からの移住に係る一時的な経済負担の軽減を目的として、いくつかの要件に該当するかに対して単身60万円、世帯100万円+αを支給するものです。



下記の質問にお答えいただくと、支給要件に該当しているか確認できます。

() 内には地名が入ります。

Q1 移住元に関する要件について

Q1-1 本町に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上

(どちらかにチェックが必要)

内 容	チェック
東京23区()に住んでいた	☐
東京圏※1のうちの条件不利地域※2以外の地域()に住み、東京23区()に通勤※3※4していた	☐

(※1) …埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の中の条件不利地域を除く地域

(※2) …条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

(※3) … 東京圏の中の条件不利地域以外の地域に住み、東京23区内の大学等に通学した後、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も対象期間とすることができる。

(※4) … 東京23区への通勤の期間は、住民票を移す3か月前を起算点にできる。

Q1-2 本町に住民票を移す直前に、連続して1年※4以上

(どちらかにチェックが必要)

内 容	チェック
東京23区()に住んでいた	☐
東京圏の中の条件不利地域以外の地域()に住み、東京23区()に通勤していた	☐

Q2 移住先に関する要件について

(すべてにチェックが必要)

内 容	チェック
申請の日において、転入後 1 年以内である	☐
転入の日から 5 年以上継続して居住する意思がある	☐

Q3 地域の担い手に関する要件について

(ア～オのいずれかの要件に該当していること。

また、エについては (1) ～ (3) のすべてに該当していること。)

内 容	チェック
ア 就職に関する要件（一般の場合）	すべてに必要
勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	☐
新たな勤務先が群馬県又は他の都道府県により運営されている求人サイトに移住支援金の対象として掲載されている求人であること	☐
就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	☐
週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、本申請の日において当該法人に連続して 3 月以上在職していること	☐
移住支援金支給対象企業への応募日が、同求人サイトに移住支援金の対象企業と掲載された日以後であること	☐
当該法人に、移住支援金の本申請の日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること	☐
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	☐
イ 就職に関する要件（専門人材の場合）	すべてに必要
国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業すること	☐
勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	☐
週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、本申請の日において連続して 3 月以上在職していること	☐
当該就業先において、移住支援金の本申請の日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること	☐
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	☐

目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと		☐
ウ テレワークに関する要件		すべてに必要
所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと		☐
デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供を受けていないこと		☐
エ 関係人口に関する要件(1)		どれかに必要
☐ ふるさと応援寄附の実績あり	☐ 居住歴がある	☐ 通勤歴がある
☐ 通学歴がある	☐ 町内に民法第725条に規定する親族がいる	
関係人口に関する要件(2)		どれかに必要
☐ 申請者の年齢が50歳未満	☐ 申請者の配偶者の年齢が50歳未満	
☐ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している		
関係人口に関する要件(3)		どちらかに必要
板倉町住宅取得支援事業補助金の確定を受けていること		☐
新たに就農する個人で、下記の全てに該当すること		☐
☐ 土地や資金を調達し、新たに農業経営を開始する又は3親等以内の親族の農業経営を継承する意思をもっていること ☐ 年間150日以上農作業に従事すること ☐ 農業法人の被雇用者ではないこと		
オ 起業に関する要件		☐
群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けなければならないこと		

Q4 世帯向けの要件について

(すべてにチェックが必要)

内 容	チェック
申請者と世帯員が移住元で同一世帯に属していた	☐
申請者と世帯員が申請の日において、同一世帯に属している	☐
申請者と世帯員が申請の日において、転入の日から1年以内である	☐

連絡先

氏名		電話番号	
メールアドレス	@		
現在の住所			
転入先の住所	板倉町	転入(予定)日	年 月 日

ご不明な点は下記までご連絡ください。

板倉町 企画財政課 企画調整係

TEL 0276-82-6125

MAIL k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp